

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

No.	分野	該当頁	内容	県の考え方	反映状況
1	全般	—	<p>アルコール健康障害対策基本法では「第一章第六条事業者の責務」で、酒類販売事業者の責務としてアルコール健康障害対策への協力や健康障害の発生・進行・再発の防止に配慮、と規定されています。</p> <p>関係官庁や自治体の推進計画では飲食店のみ、かつ、未成年や飲酒運転といった明らかな罰則付き犯罪行為の対策のみ明記されているため、小売店には関係のない法律と認識されているようです。</p> <p>そこで、小売店での努力義務として、販売拒否を明記・推進することはできないでしょうか。また、拒否の対象を未成年や飲酒運転に限らず、アルコール依存症患者も加えられないでしょうか。</p> <p>通報の受け入れと協力の努力は、義務としていただきたいですし、明文化や小売店への啓蒙活動は必要だと思います。それもなければ、何のための法律なのか、疑問に思います。(一部要約)</p>	<p>アルコール依存症は精神疾患であり、未成年の飲酒や飲酒運転と同列に考えることはできず、ご提案の内容は適切ではないと考えます。</p> <p>なお、関係機関と連携を図り、飲酒を過度に誘因しないような広告のあり方について検討します。</p>	D
2	全般	—	<p>アルコール中毒依存症はコロナ禍での増加に伴い、職業失業、DV被害者が増加しており、埼玉県は県全体で取り組みをしなければならぬと思っています。</p> <p>ただ、アルコール中毒依存症の治療法については完治するのは難しいため、本人への寄り添いや病院通院治療等を検討しながら相談を増やし、さらなる支援をしなければならぬと思います。</p> <p>ギャンブル依存症も同様です。埼玉県庁と警察本部と連携しながら検挙するのは当然ですが、検挙だけでは不十分です。本人が精神的・体力的苦痛を抱く可能性があることから、手厚いサポート支援や財政の支援を行うべきであります。</p>	<p>依存症の早期発見、早期介入から治療、回復支援に至るまでの相談体制を強化していくなど、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。</p> <p>本計画案では、第2章 2. 共通する基本的施策 (2)依存症の相談体制・医療体制の整備・充実強化、(3)依存症からの回復支援に記載しております。</p> <p>なお、財政的支援については自立支援医療など福祉的施策として実施されています。</p>	B
3	全般	—	<p>依存症者に虐待や犯罪行為の被害者などの社会的弱者が少なくないこと、依存行為も(望ましい手段ではないにせよ)ストレスコーピングとして行われることがあることが専門家により指摘されている(と理解している)。</p> <p>これらへの具体的な対策を本計画に盛り込むことが可能かどうかはさておき、依存症対策に社会的弱者に対する施策という側面があることを本計画のどこかで言及することが望ましいと考える。</p> <p>また、依存症者や生きづらさを感じている人にストレスコーピングの手段を社会的に提供することは依存症対策の観点からも効果が期待できるはずで、本計画案には具体策を盛り込めないにしても、今後の課題として第5章等で言及してほしい。</p>	<p>ストレスの対処方法については、治療の場において、医師等により患者の状況に応じて個別に判断して選択されるものであり、計画に記載するものではないと考えます。</p>	C
4	全般	—	<p>福祉事務所の役割、福祉事務所と保健所の連携について書き込むべき、と考えます</p> <p>①依存症問題は本人の問題のみならず同居する家族、配偶者と子どもに甚大な影響を与えます。</p> <p>②生活保護家庭にはアルコール依存症が多いのは周知のことです。</p> <p>③子どもたちは親のアルコール問題、派生する虐待・ネグレクト等に巻き込まれて「逆境的小児期体験」に晒されています。その結果子ども達は、社会的・情動的・認知的に歪み、社会的問題をおこします。</p> <p>④例えば、様々な非行や不登校の背景に依存症問題が潜んでいることは少なくありません。</p> <p>⑤これらの現象を現場で一番よくみているのが生活保護のケースワーカーです。</p> <p>⑥本人/配偶者の回復自立・子どもの成長などのために、福祉事務所の生活保護担当ケースワーカーと保健所・保健センターの地域担当保健婦等が協力して仕事をできるような体制をつくり、動く必要を感じます。</p> <p>⑦精神科医療は彼らと連携し、或いは支援することが出来ると思われれます。</p>	<p>基本理念に「関連施策との有機的連携」と記載されており、これまでも福祉事務所とは連携を図って参りました。</p> <p>今後とも実践の場において、個別事例等を通して福祉事務所との連携を図っていきます。</p>	C